

一般社団法人 日本がん薬剤学会
(Japanese Society of Oncology Pharmacy Practitioners : JSOPP)
海外学会発表奨励金
2019年度募集のお知らせ

日本がん薬剤学会では、会員の国際的な学術研究活動への積極的な参加を促し、広く情報を共有する機会の創出を図ることを目的とし、海外で開催されるInternational Society of Oncology Pharmacy Practitioners (以下、ISOPP) が主催するシンポジウムにおける発表者を支援するため、下記のとおり募集いたします。

記

募集期間：2019年7月1日（月）～2019年7月31日（金）

※メールは当日必着、郵送は消印有効

給付金の額：100,000円（源泉税別）

応募資格：以下いずれの要件も満たすこと

- (1) 原則として3年以上の会員歴を有する日本がん薬剤学会会員であること。
- (2) 2019年10月10日～13日（Symposium）14日（Masterclass）に開催されるISOPPにおける発表者であり、他の資金による旅費や補助金などを受けていないこと。

応募方法：別紙「海外学会発表奨励金申請書」とISOPPへ提出した抄録（2部）を事務局宛にメールと郵送にて送付してください。

【送付先】

一般社団法人日本がん薬剤学会（JSOPP）事務局代行 宛
〒113-0033 東京都文京区本郷三丁目3番11号 NCKビル5階
E-Mail office@jsopp.net

その他事項：

- ※奨励金の給付を認められた者は、帰国後に学会プログラムのコピーと参加証のコピーを本学会事務局へ提出する必要があります。
- ※奨励金の給付を受けられた場合は、JSOPPニューズレターへの投稿あるいは日本がん薬剤学会学術大会等において、帰朝報告を依頼することがあり、特別な事情がある場合を除き、依頼を受諾していただく必要があります。
- ※その他について、海外学会発表奨励金制度規程を必ずご一読ください。

以上

海外学会発表奨励金制度規程

(目的)

第1条 日本がん薬剤学会は、会員の国際的な学術研究活動を奨励する目的で、海外で開催されるInternational Society of Oncology Pharmacy Practitioners (以下、ISOPP) が主催するシンポジウムにおける発表者に対する海外学会発表奨励金制度、ならびにその運用を定めたものである。

(給付を申請する資格)

第2条 奨励金の給付を申請する者は、次のいずれの要件も満たさなければならない。

- (1) 原則として3年以上の会員歴を有する日本がん薬剤学会会員であること。
- (2) International Symposium on Oncology Pharmacy Practice において発表を行う者で、他の資金による旅費や補助金などを受けていないこと。

(給付対象とする学会発表)

第3条 International Symposium on Oncology Pharmacy Practice の一般公募演題、企画演題とする。ただし、日本国内で開催される場合は、奨励金の給付対象としない。

(給付額)

第4条 奨励金の給付額は、1件当たり10万円以内を授与する。

(給付時期)

第5条 奨励金の給付は、学会発表が終了した後とする。

(申請方法)

第6条 奨励金の申請方法は、次のとおりとする。

- (1) 奨励金の給付を希望する者は、第3条 International Symposium on Oncology Pharmacy Practice の演題登録締切りまでに別紙の「海外学会発表奨励金申請書」、ならびに発表する学会に提出した抄録を本学会事務局へ提出しなければならない。
- (2) 奨励金の給付を認められた者は、帰国後に学会プログラムのコピーと参加証のコピーを本学会事務局へ提出しなければならない。

(審査および決定)

第7条 奨励金給付の審査および決定は、理事会が行う。

(給付を受けた者の義務)

第8条 奨励金の給付を受けた者は、JSOPPニュースレターへの投稿あるいは日本がん薬剤学会学術大会等での帰朝報告の依頼があれば、特別な事情がある場合を除き、依頼を受諾しなければならない。

(本規程の変更)

第9条 本規程を変更するときは、理事会に提案し、その議決を経なければならない。

(附則)

附則 本規程は、平成29年10月31日に定め、同日から施行する。